

ジャッキーとかがえよう！
みんながもっている たいせつなもの



こどものけんり



大人の皆さんへ

全てのこどもが、生まれながらに、ひとりの人間として尊重される権利を持っています。こどもたち一人ひとりが「自分は大切にされている」と感じながら、健やかに成長していくためには、家庭や学校、地域などで、こどもたちの周りの大人の皆さんが「こどもの権利」を理解し、こどもたちと丁寧に向き合いながら、こどもたちの気持ちを受けとめることが大切です。また、こどもたちが「こどもの権利」について学ぶことは、自分のことだけでなく、他者のことも尊重し、こども同士・こどもと大人など、様々な人との関わりの中で、お互いを思いやり、信頼し合える関係を築くことにもつながります。

全てのこどもが、未来に向けて自分らしく幸せに成長していけるよう、この冊子が、こどもたちと大人の皆さんと一緒に「こどもの権利を知る・考える」きっかけになれば幸いです。

世界中の みんなで守る「こどもの権利」

こどもたちの幸せのための約束『児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）』

「こどもの権利条約」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために、1989年に国際連合総会で採択され、日本は1994年に批准しました。

条約では、こどもを「大人から守られる存在」というだけでなく、大人と同様にひとりの人間として人権（権利）を持つ「権利の主体」として認めるとともに、成長の過程で保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

こどもの権利は、全てのこどもが生まれながらに無条件に持っているもので、何かの罰として取り上げられるものでもありません。

条約の基本的な考え方は、下に示した4つの原則で表され、**あらゆるこどもの権利の実現を考えると、この4つの原則をあわせて考えることが大切**です。

1

差別の禁止
(差別のないこと)

2 生命、生存及び発達に対する権利
(守られて成長できること)

3

こどもの最善の利益
(こどもにとって最も良いことを考えること)

4

こどもの意見の尊重
(意見を大切にされること)



こどもの権利条約のくわしい内容はこちら（日本ユニセフ協会）
URL : <https://www.unicef.or.jp/crc/>



日本の取組：こども基本法（2023年4月施行）

こどもの権利条約に基づき、こども・若者が、自分らしく健やかに成長でき、幸せに暮らしていける社会に向け、**社会全体で、こどもの意見を大切にし、こどもの今とこれからにとって最も良いことを考えながら、こども・若者・子育てに関する取組を進めていけるよう**、国等の責務や大人の役割などを定めた法律です。

こども基本法のくわしい内容はこちら（こども家庭庁）
URL : <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



仙台市の取組：せんだいこども若者プラン2025（2025年3月策定）

「こども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち」「みんなで支える子育てが楽しいまち」に向け、こども・若者・子育てに関する市の計画「せんだいこども若者プラン2025」を策定しました。

“**こどもにとって最も良いことの実現**”を基本に、こどもたちの権利や意見を大切にしながら、様々な取組を進めています。

「せんだいこども若者プラン2025」のくわしい内容はこちら
URL : <https://www.city.sendai.jp/kodomo-somu/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/hokokusho/plan2025.html>



「こどものけんり」って しってる？

「こどものけんり」は こどもたち みんなが うまれたときからもっている
たいせつなもの。

みんなが ひとりのにんげんとして じぶんらしく しあわせに
いきていくために まもられるものが 「こどものけんり」だよ。

たくさん あそんだり いろんなことを べんきょう できること。
あたたかいごはんを しっかり たべたり つかれたら ゆっくり やすめること。

「うれしい」「かなしい」「これがしたい」「それはしたくない」って
じぶんのきもちや いけんを いえること。

こまったときには そうだんをして たすけてもらえること。
それはぜんぶ 「こどものけんり」なんだ。



「こどものけんり」には たいせつな「4つのルール」があるよ。



【1つめのルール】

さべつのないこと

【2つめのルール】

まもられて
せいちょうできること

【3つめのルール】

こどもにとって
もっともよいことを
かんがえること

【4つめのルール】

いけんを
たいせつにされること

つぎのページから 4つのおはなしをよみながら
こどものけんりの「4つのルール」について かんがえてみよう！



はやく げんきに なってね



ジャッキーは まいにち おそとで あそんだり
がっこうで おべんきょうをしたり げんきに すごしていました。
ところが あるひの あさ、ジャッキーが めをさますと
・・・あれれ？ なんだか のどがいたい。

ゴホッ ゴホッ せきも できるみたい。
しんぱいした おにいちゃんたちが、おいしゃさんを よぶと
「おくすりを のんで ゆっくりやすんでね」といわれました。

おにいちゃんたちは
ジャッキーの かんびょうを
はじめました。

しろくまの おばさんも ジャッキーのために
あたたかい スープを もってきて
いっしょに かんびょう
してくれました。



びょうきで ちょっぴり ころほそい
ジャッキーに、おにいちゃんたちは いいました。
「だいじょうぶだよ、ジャッキー。
ぼくたちが そばにいるからね。」
ジャッキーは あんしんして ねむりました。

よくあさ、ジャッキーが おきると、
すっかり げんきに なっていました。
おにいちゃんたちも おおよろこび。
みんなで げんきに がっこうへ いきました。



すきな あそびや べんきょうをする けんりが あるよ。
みんなに まもられて あんしんして けんこうに くらす けんりが あるよ。

大人の皆さんへ（生命・生存及び発達に対する権利）

全てのこどもは、大切に守られ、安全に安心して生活しながら、可能性を十分に伸ばし、健やかに成長できるよう、必要な医療や教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
こどもたちが豊かに育つためには、家庭や学校、地域などに、安心して過ごせる自分の居場所を持ち、多様な人と交流したり、学びや体験、挑戦を重ねることが大切です。
そうした中で、こどもたちの心や体の状態は様々に変化し、不安やストレスを感じることもあります。こどもたちの小さな変化を見逃さず、気持ちに寄り添いながら、適切なアドバイスや手助けができるよう、丁寧に見守ることや、十分に対話することが大切です。

みんなの おたのしみかい

くまのがっこうの おたのしみかいの ひが ちかづいて きました。
それぞれが なんの かかりをするか、はなしあっています。

ものづくりが すきな ウーリーとヘルマンは
おたのしみかいの ぶたいを つくることになりました。

りょうりが すきな くまのこたちは
みんなで たべる ごちそうを つくることになりました。



はなしあいを しながら かかりを きめていると、
いちばん としうえの ディッキーが
はずかしそうに もじもじ している ロイに きづきました。

「ロイは まだ いけんを 言って いなかったよね。
おたのしみかいで なにを したい？」
ロイは すこし てれくさそうに こたえました。

「じつは ぼく、みんなの すてきな いしょうを つくりたいんだ。
とくに ジャッキーは 『かわいい おようふくを きてみたい』 って いていたから
とくべつな ドレスを つくってあげたくて。でも いしょうを つくるなんて はじめてだし
ちゃんとできるか ふあんで みんなに いいだせなくて…」

ディッキーは えがおで こたえました。
「いいアイデアだとおもうよ！とびっきりの すてきな いしょうをつくってよ！
もちろん ぼくたちもてつだから あんしんして。」

ディッキーとロイが みんなに このことを つたえると、みんなも だいさんせい。
こうして ロイは みんなの いしょうを つくりました。

ドレスを しちゃくした ジャッキーはかんどうして おおよろこび。
ロイも とても うれしそうでした。



おたのしみかいの ひ。ロイの つくった すてきな いしょうを きて
みんなが とくいなことや すきなことを おもいきり たのしみました。

だれでも じゆうに いけんを いえるし
いけんを たいせつに される けんりがあるよ。

大人の皆さんへ（こどもの意見の尊重）

こどもには、自分の「意見」を自分なりの方法で自由に表現する権利があり、この「意見」には、論理的に整理されたものだけでなく、様々な感情や願いなど、あらゆる気持ちや考えが含まれています。こどもたちの発達に応じて、意見を表現しやすい環境づくりを工夫したり、意見に丁寧に耳を傾け、その意見を大切に、生かすことが大人の役目です。

こどもたちの「自分の意見を大人に聴いてもらえる」経験は、考える力や他者を思いやる心を育てたり、自己肯定感を高めることにつながり、こどもたちが成長する大きな力になります。

みんなの声で仙台のまちをつくろ!

こどもいけん広場

仙台こども財団では、仙台市の計画や取組などのテーマに対して、こども一人ひとりが自分の思いや考えを安心して伝えられる場をつくっています。ウェブアンケートや意見交換会で皆さんの意見を聴き、その声をまちづくりにつなげていきます。

こどもいけん広場のメンバーになって、みんなのいけんを伝えてみよう!

登録はこちら



どんな遊び場があったらいいと思う?

まちがもっときれいになるために、どんなことをしたらいいと思う?

大人になっても住み続けたいまちは、どんなまち?



困ったとき 悩んだときは相談してください

家庭や学校生活のことなどで、何か気になることがあるときは、相談できる場所がたくさんあります。こども本人も相談できますので、必要ときには、サポートをお願いします。

こどもの悩みやその家族の悩みに関する相談

こども若者電話・メール相談

相談機関：仙台市こども若者相談支援センター
受付時間：年中無休・24時間
電話番号：0120-783-017 メール：kodomo@city.sendai.jp

学校生活、不登校等の相談

教育相談室

相談機関：仙台市教育委員会
受付時間：(月～金) 9時～17時 ※祝休日、年末年始は休み
電話番号：022-214-0002

いじめに関する相談

24時間いじめ相談専用電話

相談機関：仙台市教育委員会
受付時間：年中無休・24時間
電話番号：0120-81-2455

こどものいじめ等に関する相談

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET

相談機関：仙台市いじめ等相談支援室
受付時間：(月・水・木・土) 10時～17時
(火・金) 12時～19時 ※祝休日、年末年始は休み
電話番号：0120-303-836 メール：s-ke@city.sendai.jp

こども・児童虐待に関する相談

児童相談所電話相談

相談機関：仙台市児童相談所
受付時間：年中無休・24時間
電話番号：022-718-2580
虐待対応ダイヤル 189 (イチハヤク)

いじめなどのこどもの人権に関する相談

こどもの人権 110 番

相談機関：仙台北務局
受付時間：(月～金) 8時30分～17時15分
※祝休日、年末年始は休み
電話番号：0120-007-110

こども・子育てに関する仙台市の相談窓口一覧はこちら

